九七三の一、九七三の二、九七三の四、九七三の六、九七三の一二、九八〇、九八二の一、九八二の二、字猪落九八三の二、九九一、九九六の二、字樋ノ口一〇四一、一〇六九から一〇七一まで、一〇七二の一、一〇七二の二、一〇七三、一〇七四、一〇七五の一、一〇七五の四、字若宮一〇八七の一、一〇九一の二、字松瀬谷一一七四の八、一一七四の一三、一一九九の一、一一九九の二、一二〇二の一から一二〇二の八まで、一二一二、一二一三、一二一五の六、字平一二二一の一、一二二一の二、一二二二、一二二三の一から一二二三の六まで、一二四九の一、一二八五、一二八七の五、一二九八、一三〇〇、一三〇五の一、一三〇五の四、一三〇五の六、字東一三八八の二、一三八九〇の一、一三九二の一、字野中一四一六、一四一九の二、一四六四の二、一四六四の七、一四六四の八、一四六四の一五、一四六四の一六、字川久保一五三八の三、一五六二、一五六四の二、字後田一六四五の一、一六六一、字藏当松一七八三の一、一七八三の二、一七八四、一七八五の一から一七八五の三まで、一八〇六、一八一五、一八一六、一八二二、字アザブ一八二九、一八四一、一八四八の三、一八四九の一、一八四九の三、一八四九の四、一八五六の三、一八五九、一八六四の三、一八六四の四、一八六八の三、一八六九、字八升蒔一八七五、一八七七の一、一八七七の三、字小谷二四六一の三、二四六一の四、字桑ノ迫四二〇二、四二〇三の二、四二〇三の三、字大小四八八八の一、四八八九、四八九一の一、四八九二の一、四八九三、四八九四の三、四八九七の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐南区緑井町字石屋山五五七二の一、五五七三、五五七四の一、五五七五、西区三滝本町二丁目六一七の三、六一七の四、佐伯区湯来町大字多田字間部ケ谷二一六三、二一六四、二一六六、二一六七、字立野二五六五、二五六九、二五八一の四、庄原市西城町油木字衣木一八四の七、一八六、一八八の六、口和町宮内字岩節一五七の一、一五八の二、一五八の三、口和町竹地谷字柄松山三〇七の六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町荘字大休場四六九の三、四七一、四七三、四七六の二から四七六の六まで、四七八、四八一、四八三、四八四、四八六、四八七、四九一、四九二、四九六の一、五〇五の二、五〇五の四、五〇五の五、字鍛治屋原四九七、字西谷山五〇一の一、五〇一の四から五〇一の六まで、五〇一の八から五〇一の二三まで、五〇一の二五から五〇一の二八まで、五〇一の三〇、五〇一の三二から五〇一の三九まで、五〇二の一、五〇二の二、字東谷山五〇五の一、字井手口八九一から八九三まで、八九八の一、八九八の三、八九八の五、八九九の一、字通路ノ内一三〇五の一、一三〇六の一、字見渡リ下モ一三一一の一、一三一二の一、一三一三の一、一三一四の一、一三一五の一、一三一五の三、字見渡リ下ヶ市一三二一、一三二二、一三二五、一三二六の一、一三二八の一、一三四二、字見渡リ原一三四三の一、一三四四、一三四五の一、一三四七から一三四九まで、一三五〇の一、一三五〇の四、一三五〇の六から一三五〇の二三まで、一三五〇の三五、一三五〇の六八、一三五〇の七一、一三五〇の七六、一三五〇の八二から一三五〇の八五まで、字見渡荒神ノ前一三六九の一、字見渡牛切口一三七四、一三七五、一三七七、一三九一の二、字牛切一三九四の一、一三九五の一、一三九五の三、一三九五の五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町田篭字北向片一六三九、一七四八の二、一七九九、字日南片一八六〇、一八六一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山字犬山七一五〇の一、字尾崎三一三七の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町妹川字古屋敷六四三の一、字篠振二一三二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）